

東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画（案）に対する 意見募集結果について

1 実施内容

(1) 意見募集期間

令和4年11月17日（木）～12月16日（金）（30日間）

8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

(2) 資料公表場所

(ア) 公共施設

- ・東紀州環境施設組合（尾鷲市矢浜3-2-3）
- ・尾鷲市環境課（尾鷲市古戸町10-9）
- ・熊野市環境対策課（熊野市有馬町5233）
- ・紀北町環境管理課（紀北町東長島769-1）
- ・御浜町生活環境課（御浜町大字阿田和6120-1）
- ・紀宝町環境衛生課（紀宝町鶴殿324）

(イ) ホームページ

- ・東紀州環境施設組合

(3) 提出資格

尾鷲市・熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町に在住または通勤・通学している方
及び利害関係者の方

(4) 提出方法

指定の意見様式を持参、郵送、FAXまたはEメールのいずれかにより提出

2 実施結果

(1) 意見提出者

38名

(2) 意見内容

別紙のとおり

※寄せられたご意見について、誤字・脱字と思われるものも含めてそのまま記載
しています。なお、「個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が
害されるおそれがあるもの」については、事務局で修正しています。

3 基本計画（案）に対する主なご意見と組合の考え方

(1) 基本計画（案）に対する内容

対応区分

①反映する：答申案に意見や提案内容を反映させていただくもの。

②反映済：意見や提案内容がすでに反映されているもの。

③参考にする：今後の取り組みに意見や提案内容を参考にさせていただくもの。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	P2	基本計画に掲げる基本方針をどのように実現していくのか 意見者：H	②	基本方針は、新ごみ処理施設を整備するにあたりその方向性やあり方を明確にするために基本構想において定めたものであり、基本方針をより具体化したものが基本計画になります。 今後、基本計画をもとにした要求水準書の作成や実施設計などを通じて、適切な施設整備事業の実施に努めてまいります。
2	P6	建設予定地は施設整備に適さないのではないか 建設予定地は傾斜地であり、災害時に土砂流出などの懸念がある 意見者：A, H, AD, AE, AF	②	組合では、令和3年度に建設予定地の地質調査を実施しており、新ごみ処理施設の建設に支障がないものであることを確認しています。 また、建設予定地は土砂災害警戒区域等の範囲には含まれていないことなどから、土地利用に関して問題がないと考えております。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
3	P7 (P38)	排水処理及び放流先に関して懸念がある 意見者：A, C, H, Y, AB, AC, AL	②	<p>新ごみ処理施設では、発生する汚水や排水を処理・浄化するための排水処理設備を設置し、ごみピット汚水、洗車排水、プラットホーム床洗浄水などを含むプラント排水や、事務所からの生活排水など、いわゆる汚水については全て排水処理設備で処理を行います。</p> <p>また、処理水についても、プラント設備など場内で再利用することで施設外へ放流しないクローズド方式を採用することとしています。</p> <p>なお、排水処理の詳細については、実施設計時に決定することとなりますので、ご意見として承り、安全・安心に配慮した施設となるよう検討を進めてまいります。</p>
4	P7 (P38)	雨水処理及び放流先に関して懸念がある 意見者：A, C, H, AB, AC, AL	②	<p>雨水は、プラント排水や生活排水等の汚水とは区別し、雨水調整池の設置などの雨水対策を実施したうえで、公共用水域へ放流することを想定しています。</p> <p>なお、雨水対策の詳細については、実施設計時に決定することとなりますので、ご意見として承り、安全・安心に配慮した施設となるよう検討を進めてまいります。</p>
5	P8	処理対象物はどのように決めたのか 意見者：H	②	<p>新ごみ処理施設の処理対象物については、現有施設の処理対象物を基に、構成市町間の合意に基づいて設定しています。</p>
6	P8	災害時の災害廃棄物等とはどのような災害を想定しているのか 意見者：H, Q, R	②	<p>特定の災害に限定しているということはありません。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
7	P10	<p>計画処理量や施設規模に関して、5市町の人口減少やごみ減量化の取組をどう捉えているのか</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">意見者：C, D, H, S, T, AK</p>	②	<p>新ごみ処理施設の計画処理量は、国が公表している将来推計人口や、構成市町が実施している減量化施策を見込んだ1人1日あたりのごみ排出量などから設定しています。</p>
8	P20	<p>ごみ質分析頻度に差があるが、適切なごみ質設定はできているのか</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">意見者：H, K, L, M, V, AK</p>	②	<p>焼却ごみについては、年4回以上のごみ質分析が法令により義務付けられていますが、各市町ではこれまで年4回～12回の分析を行ってきており、十分な量の分析データが蓄積されています。新ごみ処理施設の計画ごみ質は、平成26年度～令和2年度の各市町の分析結果などを基に、市町間のごみ量の違いなどを考慮して設定されており、適切なものであると考えています。</p>
9	P21	<p>発熱量が他自治体より低いとする理由が誤っているのではないかと</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">意見者：H, AI, AJ, AK</p>	②	<p>国の調査において、東紀州地域の可燃ごみは、県平均と比べ、水分が多く、可燃分が少ないという結果が出ており、これが他自治体との発熱量の差につながっていると考えています。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
10	P21	<p>基準ごみの発熱量設定 6,800kJ/kg-wet は妥当性に欠けるのではないかと</p> <p>意見者：H, AI, AJ, AK</p>	②	<p>5市町の可燃ごみの発熱量の加重平均（市町間のごみ量の違いを考慮した平均）が約 6,800 kJ/kg-wet となっており、設定は一定妥当なものであると考えています。</p> <p>一方、ごみの組成から考えるともう少し高い数値になるのではないかとのご指摘を、策定委員会においても頂いていることから、現在、法令による分析のほか、発熱量を実際に測定する調査（実測分析）を各市町において実施しています。</p> <p>以上から、基本計画（案）では、発熱量を 6,800 kJ/kg-wet に設定したうえで、今後事業発注段階において、その時点までに得られる実測分析の結果などと合わせ再度検討する旨を記載しています。</p>
11	P23	<p>渋滞対策検討の必要性はないのか</p> <p>意見者：A, H, U, AK</p>	②	<p>新ごみ処理施設の整備運営に伴い、周辺地域に迷惑をおかけすることがないように、持込車両などによる渋滞対策を実施することが必要と考えております。</p> <p>一方、その詳細については事業者の提案を基に実施設計に合わせて決定することとしているため、基本計画（案）においては、対策の基礎資料となる搬出入車両条件について記載しています。</p>
12	P23	<p>搬出入車両に伴う環境影響はどうか</p> <p>意見者：H</p>	③	<p>現在実施している周辺環境影響調査において確認しているところであり、調査結果を踏まえ適切に事業を進めてまいります。</p>
13	P26	<p>様々な処理方式を検討するべきだ</p> <p>意見者：C</p>	②	<p>処理方式の選定にあたっては、あらゆる処理方式を検討対象としたうえで、事業者へのアンケート調査などを通じて、最適と考えられる処理方式を選定しました。</p>
14	P35 (P93)	<p>事業運営に係るリスク分担を明確にする必要があるのではないかと</p> <p>意見者：H</p>	③	<p>組合と事業者のリスク分担に関する具体的な考え方については、事業発注段階においてお示しする予定です。</p>

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
15	P35	維持管理など事業運営の条件に関して検討が必要ではないか 意見者：H	③	ご意見として承り、適切な維持管理、事業運営となるよう今後事業発注に向けて検討してまいります。
16	P38	ダイオキシン類や排ガス、排水などによる環境影響が懸念される 意見者：B, C, F, H, I	②	新ごみ処理施設では、最新の公害防止設備を設け、公害防止基準を遵守することで、環境負荷の低減及び周辺的生活環境の保全に努めてまいります。 公害防止基準（ダイオキシン類、硫黄酸化物ほか）については、法規制値と同等もしくはそれ以上に厳しい値に設定しており、構成市町の既存施設や県内他施設の設定状況を考慮して決定しています。 参考に、排ガス中のダイオキシン類に関して、現行施設（尾鷲市清掃工場）の法規制値（単位：ng-TEQ/m ³ N）が5.0、新ごみ処理施設の法規制値が1.0のところ、新ごみ処理施設の公害防止基準は0.1（法規制値の1/10）に設定しています。 また、現在周辺環境影響調査において施設整備による環境影響を確認しているところであり、調査結果を踏まえ適切に事業を進めてまいります。
17	P57	高さ59mの煙突では不十分ではないか より高い煙突が必要ではないか 意見者：A, H, N, W, AK, AL	③	基本計画（案）では、「排ガスの拡散による環境影響」「景観への影響」「航空法への対応」「建設コスト」「他自治体の整備事例」の観点から、煙突高さを59mに設定しました。 一方、「排ガスの拡散による環境影響」に関しては、現在実施している周辺環境影響調査において建設予定地周辺への排ガスの影響について確認しているところであり、調査結果を踏まえて適切に判断したいと考えています。
18	P64	始動用電源とはどのようなものか 意見者：H, Z, AA	②	ここでは、「7.8.4 非常用電源設備」のことを指します。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
19	P66	非常用電源設備の役割に関して、停電時の炉の立ち下げに関する記載が必要ではないか 意見者：I	①	ご意見を受け、「7.8.4 非常用電源設備」において、非常用電源設備が備えるべき機能として、停電発生時における炉の立ち下げおよび公害防止設備等の関係設備の稼働を含む、施設の安全停止に必要な電力の確保に関する記載を追記しました。なお、設備の詳細については実施設計時に決定することとなりますので、基本計画（案）ではその機能や役割について記載しています。
20	P67 (P14)	災害発生時に一般ごみは受け入れるのか 意見者：H, X, AG, AH, AK	②	災害時においても、日常生活に伴って発生する生活ごみを含め、可能な限りごみを受入・処理する計画です。 また、必要に応じて近隣自治体や県などの関係機関と連携・協力することなどにより災害廃棄物処理を行う方針としております。
21	P67	停電時にはどう対応するのか 意見者：H, AG, AH, AK, AL	②	停電発生時には、炉本体や公害防止設備等を含む施設全体の安全停止を行うとともに、停電が長期化した場合には、非常用発電設備を活用し、ごみの受入を行うことを想定しています。 なお、燃料や薬剤等については、国のマニュアルに準じて1週間分程度の備蓄を想定しています。 また、必要に応じて近隣自治体や県などの関係機関と連携・協力することなどにより災害廃棄物処理を行う方針としております。
22	P68	ごみピットの耐久性に懸念がある 意見者：H, O, P, AD, AE, AF, AK	②	ごみピットに関しては、「震度7相当の地震に対する耐震性を確保する」（7.8.3 防災機能計画）「水密性を考慮した構造とする」（8. 建築計画）など、構造や強度に関する記載を踏まえたうえで、実施設計時にその詳細を決定してまいります。

(2) その他の内容

(施設整備事業全体に係るご意見など、基本計画の内容に直接関係しないもの)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	個別に施設整備を行うべきだ 意見者：B	本事業については、構成市町（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）間における基本合意のもと、各市町議会の議決を得たうえで事業を進めているところです。引き続き丁寧な説明に努めてまいりますので、広域での施設整備にご理解いただきますようお願いいたします。
2	施設整備に反対である 意見者：C, D, E, F	本事業については、構成市町（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）間における基本合意のもと、各市町議会の議決を得たうえで事業を進めているところです。引き続き丁寧な説明に努めてまいりますので、広域での施設整備にご理解いただきますようお願いいたします。
3	基本計画に関する説明が不十分である 意見者：G, J	基本計画の策定に関しては、策定委員会の資料や議事概要を組合ホームページに掲載するとともに、各市町とも相談のうえ、令和4年8月と11月に建設予定地である尾鷲市において説明会を実施しました。 また、説明会の開催にあたっては、各市町広報誌への掲載や尾鷲市ワンセグ放送を通じた事前周知を行うとともに、説明会終了後には、参加出来なかった方も確認できるよう、配布資料や議事概要を組合ホームページに掲載するなどの対応を行いました。 引き続き丁寧な説明に努めてまいりますので、広域での施設整備にご理解いただきますようお願いいたします。
4	ごみの減量化に努めるべきだ 意見者：B, D	ごみ減量化に関しては、組合としても取組の必要性を認識しており、実施主体である構成市町と連携して取り組んでまいります。